

●香川県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成22年2月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所
さぬき市大川町田面字日ノ裡3350の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）